

毛呂山町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知について

- 1 この本人通知は、この申請により登録をした者(以下「登録者」という。)に係る住民票の写し及び住民票記載事項証明書(除かれた者を含む。)戸籍の附票(除附票を含む。)の写し、戸籍(除籍を含む。)謄抄本、戸籍記載事項証明書(以下「住民票の写し等」という。)を、第三者(本人等(注)の代理人及び本人等以外の者(国又は地方公共団体の機関を除く。))をいう。以下同じ。)に交付したときに、その事実について通知します。

(注)「本人等」とは・・・(住民票関係) 自己又は自己と同一の世帯に属する者
(戸籍関係) 自己、自己の配偶者、直系尊属又は直系卑属

- 2 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に毛呂山町住民票の写し等交付通知書(以下「通知書」という。)を送付します。
- 3 第三者へ住民票の写し等を交付した内容については、毛呂山町個人情報保護条例の規定に基づき、開示請求をすることができます。ただし、開示請求が認められた場合においても、毛呂山町個人情報保護条例の範囲内での情報が開示されます。
- 4 通知書は、登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り通知するもので、登録者と同一の住民基本台帳、戸籍等に記録され、又は記載されている者であっても登録をしていなければ、通知の対象とはなりません。
- 5 登録を受けようとする人(以下「申請者」という。)は、自ら手続きをすることができない場合は、代理人により登録の申請をすることができます。
- 6 郵便又は信書便(以下「郵便等」という。)による登録の申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
 - ・申請者が疾病等により直接、登録申請をすることができない場合
 - ・申請者が他の市区町村に居住している場合
- 7 郵便等により登録の申請をするときは、この申請書に必要事項を記入の上、申請者本人であることが確認できる書類(個人番号カード、旅券、運転免許証等で本人の写真が貼付されたもの)の写し、法定代理人による場合は併せてその資格を証明する書類、代理人による場合は併せてその旨を証明する書類(委任状等)、返信用封筒(あて名を記載し、返送に要する切手を貼付したもの)を同封してください。
- 8 転出又は転居等により、登録をした住所等の内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。なお、届出がなく通知書が返戻となったときは、登録を廃止します。
- 9 登録の取消しをしたいときは、届出が必要です。
- 10 登録者が死亡、居所不明等により住民票又は戸籍から消除されたときは、登録を廃止します。